一般消費者の行動変容の促進に係る資源エネルギー庁の取組





一般消費者の行動変容の促進に向けて

~エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの策定~

平成30年5月24日 資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長補佐 吉川 泰弘

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の概要

省エネ法は、工場等の設置者や輸送事業者、荷主を対象に、省エネ取組の規範(判断基準)を示して努力を求 めるとともに、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用の状況等を定期報告させ、必要に応じて指導等を実施。

工場·事業場

運輸

報告義務等対象者

特定事業者 (エネルギー使用量1,500kl/年以上)

- ・エネルギー管理者等の選任義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
- ・中長期計画の提出義務





特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両数トラック200台以上、鉄道 300両以上等)

- 計画の提出義務
- ・Tネルギー使用状況等の 定期報告義務



特定荷主

(年間輸送量3,000万トン却以上)

- ・計画の提出義務
- 委託輸送に係るエネルギー 使用状況等の定期報告義務

工場等を設置して事業を行う者

事業者の努力義務

努力義務の対象者

貨物/旅客輸送事業者(貨物/|荷主(自らの貨物を輸送事業 旅客の輸送を業として行う者)

事業者の努力義務

者に輸送させる者)

事業者の努力義務

エネルギー消費機器等

対象:エネルギー消費機器、熱損失防止建築材料の製造又は 輸入事業者

くトップランナー制度> (32品目)





自動車や家電製品等のエネルギー消費効率の目標を設定し、製 造事業者等に目標の達成を求める制度

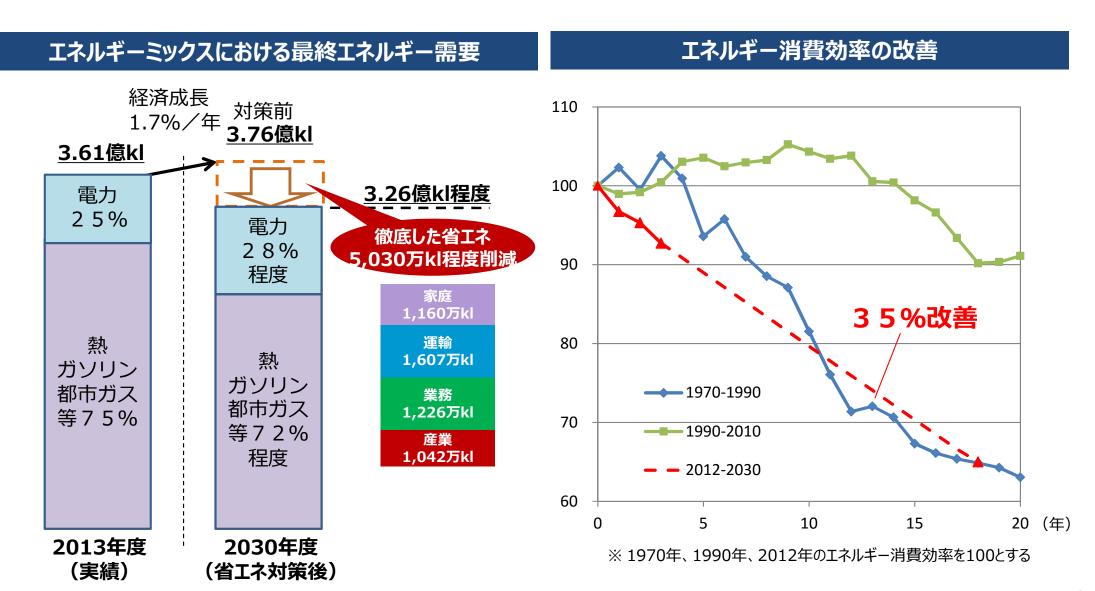
一般消費者への情報提供

事業者の一般消費者への情報提供の努力義務

- ・家電等の小売事業者による省エネ情報(年間消費電力等) の提供
- ・電力・ガス会社等による省エネ情報提供等

エネルギーミックス(長期エネルギー需給見通し)における省エネ対策

- 2030年度に最終エネルギー需要を対策前比で**原油換算5,030万kl程度削減**(▲13%)。
- オイルショック後並みのエネルギー消費効率 (最終エネルギー消費量/実質GDP) の改善(35%)が必要。



(参考) 最終エネルギー消費の動向

(単位:百万kl)

								——————————————————————————————————————	
		2013 2016 年度 年度		差分	足下の主な増減要因	2030年度 対策前	2030年度 対策後	ミックス実現に向けた課題	
全 体	36	5	344		▲20.6		377	326	
産業	16	9	15	59	▲ 10.4	エネルギー多消費産業の生産 活動が低調に推移。 (例:粗鋼生産1.12億トン →1.05億トン)	180	170	今後想定される成長の中で増工 ネを抑制するため、省エネ設備投 資の促進によるエネルギー消費 効率(原単位)の改善が喫緊 の課題。
業務	59	59 55		5	▲ 4.1	照明や空調等の機器の効率 が向上したほか、暖冬冷夏等 により冷暖房需要が減少。	69	56	業務延床面積の増加による増工 ネが想定される中、EMSの普及 も含めた機器効率の更なる向上 や建築物の省エネ化等が課題。
家庭	53		5	0	▲ 3.3	照明や空調、冷蔵庫等の家 電の効率が向上したほか、暖 冬冷夏等により冷暖房需要 が減少。	50	38	家電の更なる効率化は、従来 技術の延長だけでは困難。 住宅の断熱強化も課題。
運輸	84	旅客 49.9 貨物 33.6	81	旅客 47.8 貨物 32.9	▲ 2.9	乗用車の燃費向上等により 減少(旅客分野だけで ▲2.1)。	78	62	更なる燃費向上に加え、EV・ PHVやFCVの普及加速が課題。 電動化が難しいトラックについて は物流効率化も重要。

エネルギーミックスの省エネ対策の進捗状況(2016年度時点)

全体 <省エネ量▲5,030万kl> 2016年度時点で▲876万kl(進捗率:17.4%)

産業部門 <省エネ量▲1,042万kl>

2016年度時点で▲191万kl(進捗率:18.3%)

- > 主な対策
 - LED等の導入[44.6万kl/108.0万kl (41.3%)]
 - 産業用ヒートポンプの導入 [4.3万kl/87.9万kl (4.9%)]
 - ・産業用モータの導入 [8.8万kl/166.0万kl (5.3%)]
 - FEMSの活用等によるエネルギー管理の実施

[7.4万kl/67.2万kl (11.0%)]

家庭部門 <省エネ量▲1,160万kl>

<u>2016年度時点で▲170万kl(進捗率:14.6%)</u>

- ➤ 主な対策
 - ・LED等の導入 [86.3万kl/201.1万kl (42.9%)]
 - トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上

[13.0万kl/133.5万kl (9.7%)]

・住宅の省エネ化 [19.6万kl/356.7万kl (5.5%)]

業務部門 <省エネ量▲1,227万kl>

2016年度時点で▲206万kl(進捗率:16.8%)

- > 主な対策
 - LED等の導入 [88.0万kl/228.8万kl (38.5%)]
 - 高効率な冷凍冷蔵庫やルーター・サーバー等の導入[32.8万kl/278.4万kl (11.8%)]
 - BEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [37.7万kl/235.3万kl (16.0%)]

運輸部門 <省エネ量▲1,607万kl>

2016年度時点で▲309万kl(進捗率:19.2%)

- > 主な対策
 - 次世代自動車の普及 [71.5万kl /938.9万kl(7.6%)]
 - その他の運輸部門対策 [237.5万kl/668.2万kl (35.5%)]

(内訳) 貨物輸送 [96.2万kl /337.6万kl (28.5%)] 旅客輸送 [141.3万kl /330.5万kl (42.8%)]

課題① 産業・業務部門 :省エネ設備投資の加速によるエネルギー消費効率(原単位)の改善が課題。

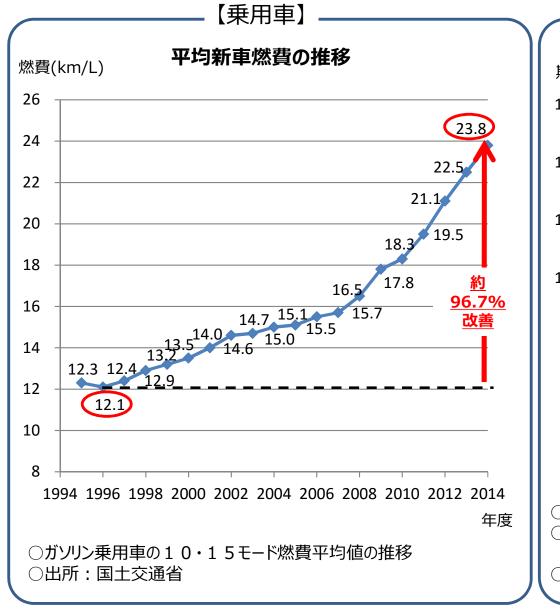
課題② 運輸部門(貨物分野): エネルギーミックスで最大の省エネ量を見込む運輸部門では貨物分野の 取組強化が課題

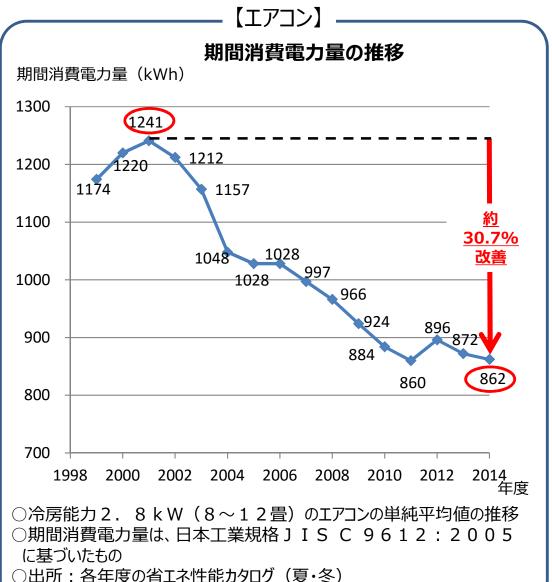
取組強化が課題。

→ 連携省エネや荷主規制の見直しを内容とする「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出

(参考)機器効率の改善例 (乗用車・エアコン)

● 省エネ法のトップランナー制度の下、ガソリン乗用車の燃費は約97%(1996→2014年度)向上、エアコンの効率は約31%(2001→2014年度)改善。





サードパーティを活用した省エネの促進

- 国は、エネルギーミックスにおいて徹底した省エネの推進により2030年度に5,030万kl程度の省エネ見通しを実現 することを掲げており、特に、1,160万kl程度の省エネを見込んでいる家庭部門には省エネ法の直接的な規制が及 ばないことから、エネルギー小売の全面自由化後において家庭部門の省エネをどのように進めるかが課題である。
- エネルギー小売の全面自由化後、需要家がエネルギー小売事業者を自由に選択できるようになったことを踏まえ、 家庭部門の省エネを促進するための方策として、直接的に需要家とのチャネルを持つエネルギー小売事業者等によ る省エネ情報の提供や省エネ製品・サービスの活用が重要となる。

産業

丁場

業務

店舗・オフィス・ビル

大企業を省エネ法規制対象とし、省エネを促進 (省エネ法定期報告、産業トップランナー制度)

> 省エネ法規制対象外の 中小企業等への支援強化

運輸

貨物・タクシー

白家用

家庭

家雷

建材

住宅

貨物輸送事業者

荷主

貨物輸送事業者に貨物輸送を発注 貨物輸送事業者と連携して省エネ促進

省エネルギー相談 地域プラットフォーム

省エネノウハウが不足する中小企業等の省エネ取組を、 省エネ診断から診断後のフォローアップまで総合的にサポート

エネマネ事業者

省エネ製品・サービス

ビル

省エネ法の機器・建材トップランナー制度で、オフィスや家庭で使用する機器の性能を向上 機器・自動車や建材毎にエネルギー消費効率の目標を設定

> 省エネ製品・サービス 新築·既築住宅

エネルギー管理支援サービスにより、 省エネ法規制対象外の中小規模の 工場・ビルの省エネを深掘り

エネルギー小売事業者等

家電量販店等

消費者に省エネノウハウを伝え、 省エネ行動を促進

- ・省エネ機器への買換
- ・省エネモード活用、省エネサービス

ZEHビルダー

ZEH(ネット・セ゛ロ・エネルキ゛ー・ハウス) 自律的普及の基盤

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会

- エネルギー小売全面自由化を受けて、今後多様なサービスが登場し、市場環境は大きく変化する こととなる。
- そのため、自由化環境下においても需要家が適切に省エネを推進できる環境整備が必要となり、その中でエネルギー小売事業者等から需要家への適時適切な情報提供を促進する観点から、省エネに資する情報提供のあり方等を検討していくことが必要。

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 取りまとめ(平成30年3月30日公表)の概要 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180330004_01.pdf

エネルギーミックスにおいて、省エネルギーは2030年度に対策前比で5,030万kl(原油換算)程度を見通しており、そのうち、家庭部門では1,160万klの省エネを実現することとしていることから、家庭部門を含む需要家の省エネはエネルギーミックス全体の達成を左右する重要な要素となっている。

今後、エネルギーの小売全面自由化の中で多様な製品・サービスが登場し、需要家のエネルギーの使い方は大きく変化すると考えられることから、自由化環境下においても需要家が適切に省エネを推進できる環境整備が必要であり、エネルギー供給事業者(特に需要家と直接的に接点を有するエネルギー小売事業者)が果たす役割は大きい。

上記を踏まえ、2017年度の本検討会では以下の3点について調査・検討を行った。

- (1) 電気事業者による消費者の電気需要平準化の取組に資する措置のあり方
- (2) エネルギー供給事業者による消費者の省エネに資する情報提供のあり方
- (3) エネルギー小売事業者による省エネ製品・サービスのあり方

また、本検討会における調査・議論を元に、「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン(案)」も策定した。 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180330004_02.pdf

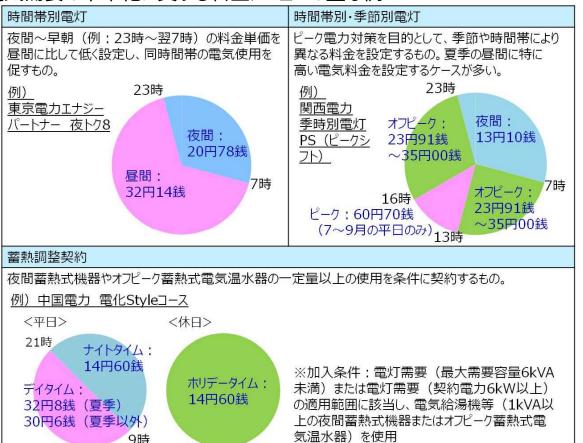
① 電気需要平準化に資する措置のあり方

● 「小売事業における電気料金及びその他供給条件等の整備」、「送配電事業における見える化機器の整備」、 「送配電事業における情報提供環境の整備」について調査・検討を実施。

▶取りまとめ及びガイドラインの概要

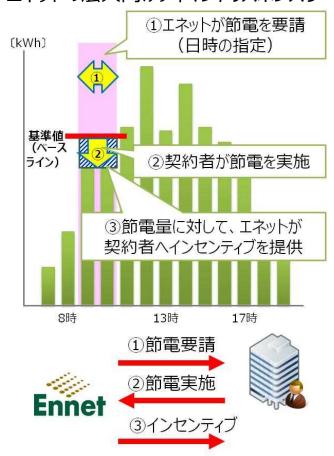
時間帯別料金に加え、多様な取組も展開され始めていることから、「電気料金その他の供給条件」に捉われない手法の有効性の検討が必要。

▶電気需要の平準化に資する料金メニューの主な例



▶電気料金以外の手法の例:

(株)エネットの法人向けディマンドリスポンスサービス



(資料) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 取りまとめ 平成30年3月30日公表 より引用

- 省エネ法では、エネルギー供給事業者に対して、消費者の省エネに資する情報提供に関する努力義務を規定し、その具体的内容は指針(告示)で規定しているところ。
- ▶エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)

第8章 雜則

(一般消費者への情報の提供)

- 第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示をの他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。
- ▶一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針(平成18年経済産業省告示第235号)
 - 1 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者(以下「エネルギー供給事業者」という。)は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。
 - (1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
 - (2)一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
 - (3)エネルギー消費機器の使用方法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
 - (4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に 関する情報の提供
 - (5)前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する 一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
 - 2 エネルギー供給事業者のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であってその供給区域内における電力量計の取付数が百万個を超えるもの及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であってその供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。

● 「電気事業者による情報提供の事例」、「電力の小売営業に関する指針」、「海外における情報提供の事例」、 「電気料金比較サイトによる情報提供の事例」、「都市ガス事業者による情報提供の事例」について調査・検討。

▶取りまとめ及びガイドラインの概要

- ・需要家の視点に立った情報の整理、需要家の理解を深めるための工夫が必要。(世代間ギャップや情報格差に留意)
- ・紙や電子機器等、それぞれの媒体特性に留意した情報提供が必要。
- ・需要家が短期的な利益のみならず、長期的又は社会全体の利益も考えるような情報提供が必要。
- ・需要家のエネルギー情報を活用した第三者が提供する省エネサービスの促進を検討すべき。但し、情報セキュリティー及び個人情報 に関する課題、システム構築等に係るコスト負担の問題の検討が同時に必要。
- ・需要家と接点を持つ第三者(比較サイト等)による情報提供について、需要家の省エネの観点から活用が重要。他方、第三者の提供情報が恣意性を持つなどして需要家を混乱させることがないように、情報提供の中立性や客観性等の視点が重要。

▶電気事業者による情報提供の状況

- ・旧一般電気事業者10 社は、省エネ法の「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」が求める情報提供項目(1)~(5)※1全てに対応。
- ・一方、自由化後に参入した事業者の中には、旧一般電気事業者に比べて 提供情報が少ない事業者が存在。
 - ※1 下記5項目を指す。
 - (1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報
 - (2)一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報
 - (3)エネルギー消費機器の使用方法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
 - (4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報
 - (5)前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供

表 新規参入事業者の情報提供に対する取組状況

 事業者		指針が求める情報提供項目					
尹未日	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
	A社	0	0				
トラリギ 交	B社	0	0				
エネルギー系	C社	0	0	0			
	D社	0	0				
交通系	A社	0	0				
通信系	A社	0	0	0	0	○※2	
世俗术	B社	0	0				

※2 類似家庭との電気使用量比較

(会員サイト等にログインせずに確認できる公開情報を元に事務局作成)

(資料) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 取りまとめ 平成30年3月30日公表 より引用

② 消費者の省エネに資する情報提供のあり方(実証事業の概要)

- 経済産業省は、平成27年度に、北陸電力(株)の管轄地域を調査対象地域に設定し、一般家庭を対象としたエネルギー使用状況等の情報提供を行い、消費者の意識・行動変容の共通点や差異を評価する実証事業を行った。
- 具体的には、無作為に抽出した2万世帯に対して、ホームエネルギーレポート(エネルギー会社から提供される各顧客のエネルギー消費データを元に、類似する近隣世帯とのエネルギー消費の比較や、毎月のエネルギー消費の履歴をレポートとして顧客に提供する行動科学の知見に基づく省エネルギー支援サービス)を送付し、レポートを送付しない2万世帯と比較して、省エネ意識の変化や省エネ行動の実施状況等について確認した。

【実証事業の概要】

①無作為に抽出した「送付世帯」(2万世帯)に、 冬季のピーク期間(12月~1月)の2ヶ月間、月 に1度ホームエネルギーレポートを送付。(同時 に、レポートを送付しない「比較対照世帯」(2万 世帯)を無作為に抽出)

②消費者の省工ネ意識の変化や省工ネ行動の実施状況等について電話アンケート調査(送付世帯・比較対照世帯のうち計1500世帯を対象)を実施。

③電力使用量の明確な変化が見て取れるか、送付世帯(2万世帯)と比較対照世帯(2万世帯)の使用量データを比較





【ホームエネルギーレポート】





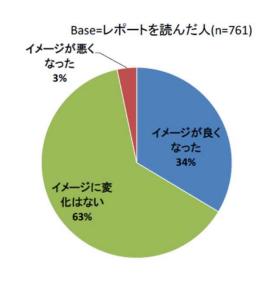
② 消費者の省エネに資する情報提供のあり方(実証事業の効果)

- 省エネルギー効果に関するものである。下図に示す通り、レポート送付から2ヶ月後で1.2%の省エネルギー効果が発現し、仮に月次の省エネルギー効果が1.2%で維持された場合、2万世帯の年間の省エネ効果は、約226万kWh/年になると推計される。
- また、「よく似た家庭との電力消費量の比較が行動変容を促進」するとされている。レポート送付世帯の8割が受領を認知し、そのうち9割がレポートを閲覧。レポート送付世帯は、省エネルギー行動の実施頻度と省エネルギー意識が向上し、よく似た家庭(同じ契約容量・料金メニューで近隣に居住)より電気を多く使用していることを示された世帯ほどレポートに強く反応し、省エネルギー行動につなげる傾向が見られた。
- 電力会社に対する評価について、レポート送付世帯の1/3が、電力会社のイメージが良くなったと回答。

【レポート送付による省エネ効果】

2.0%
| 1.5% | 1.5% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% |

【レポート受領による電力会社に対するイメージの変化】



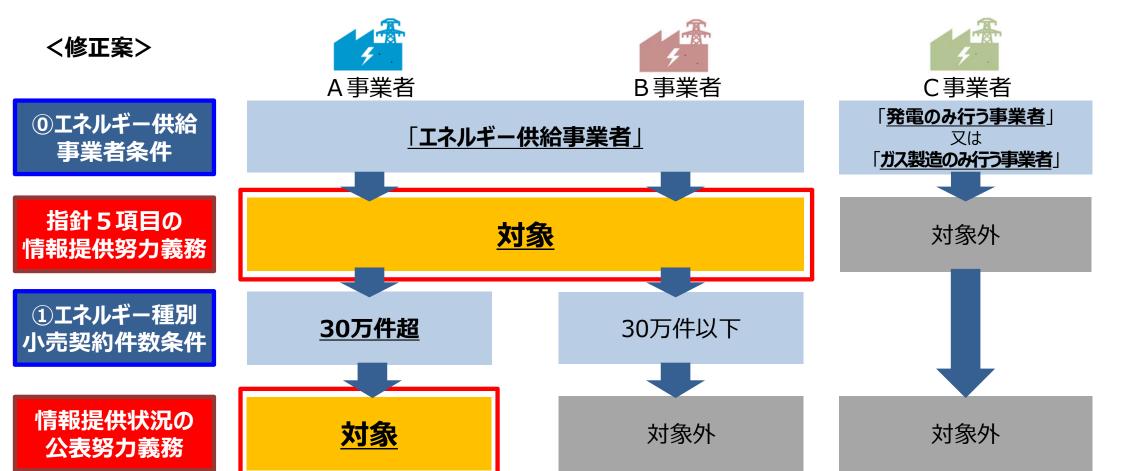
- 自由化環境下においても需要家が適切に省エネを推進できる環境整備が必要であり、特に需要家と直接的に 接点を有するエネルギー小売事業者による省エネ法に基づく省エネ情報の提供が果たす役割は大きい。
- エネルギー小売事業者による一般消費者に対する積極的な省エネ情報の提供を求めるとともに、**国としても自** 由化環境下における情報提供の状況を把握する観点から、提供状況の公表努力義務の対象となるエネル ギー小売事業者の範囲を従来よりも拡大する。ただし、新規参入事業者や中小規模事業者にとって過度な負担とならないよう配慮する観点から、現時点では公表努力義務の対象範囲を一定規模以上の事業者とする。

▶ 現行規定

2 エネルギー供給事業者のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であってその供給区域内における**電力量計の取付数が百万個を超えるもの**及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であってその供給区域内における**ガスメーターの取付数が百万個を超えるもの**は、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。

▶ 修正案

- 2 エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
- <u>(1)</u>電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第三号に規定する<u>小売電気事業者</u>であって、<u>電気の小売</u> 供給契約の件数が30万件</u>を超えるもの。
- <u>(2)</u>ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定する<mark>ガス小売事業者</mark>であって、<mark>ガスの小売供給契約の</mark> 件数が30万件を超えるもの。
- <u>(3)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第六条に規定する**液化** 石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約の件数が30万件を超えるもの</u>。



<公表努力義務対象事業者数> ※平成30年3月時点で把握できる公表統計等により資源エネルギー庁推計

現行	電	気	都市ガス		LPガス	
->π1 J	9社		4社		0 社	
エネルギー種別	電気	その他	都市ガス	その他	LPガス	
小売契約件数条件 【30万件超】	10社	4社	9社	1社	2 社	

- 指針に沿った情報提供の取組を積極的に行っている事業者の一覧を、資源エネルギー庁ホームページに掲載することとする。
- 事業者名とともに、事業者から実際に提供されている情報の詳細を一般消費者が確認できるよう、各事業者の 当該ウェブページのアドレス等も表内に記載することとする。
- ▶資源エネルギー庁ホームページに掲載する事業者一覧のイメージ
 - ◆ エネルギー供給事業者による情報提供の取組の状況

以下は、「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」に沿って、情報提供の取組が行われているエネルギー供給事業者です。

提供されている情報の詳細は「公表状況」欄に示すリンク先をご覧ください。

	特定事業者番号	事業者等名	公表状況
	XXXXXXX	●●電力株式会社	http://xxx.xxx.co.jp/info/
電気	YYYYYY	株式会社■■パワー	•••
	•••	• • •	
	ZZZZZZZ	▲▲ガス株式会社	
都市ガス	¥¥¥¥¥¥¥	○○エナジー株式会社	
	•••	•••	
LPガス	\$\$\$\$\$\$	□□プロパン株式会社	
	•••		

③ 省エネ製品・サービスのあり方

● 「電力小売事業者による省エネ製品・サービスの提供事例」、「その他関連事業者による省エネ製品・サービスの 提供事例」、「英国における省エネ関連製品・サービスの提供事例」等について調査・検討。

▶取りまとめ及びガイドラインの概要

- ・需要家の省エネ行動につながる料金メニューが検討されるべき。その際、電気使用量の多い需要家のみならず、電気使用量が少ない需要家にも魅力的な料金メニューを充実させる必要。
- ・省エネ効果を誇大に謳うような製品・サービスは排除しつつ、ベストプラクティスを共有できる環境整備が必要。
- ・消費者に省エネ行動を促す省エネ製品・サービスの充実を図ることは、省エネの観点からも民間ビジネスの拡大の観点からも重要。その際、国が、省エネ製品・サービスの類型化を行うなどして、消費者が省エネ製品・サービスを選択する際の参考となる情報を整備することについて引き続き検討が必要。

▶電力小売事業者による省エネ製品・サービスの提供事例(出典:各社のホームページ、プレスリリース等を元に事務局作成)

サービス種別 対象			事業者名	内容			
			東急パワーサプライ	猛暑日の昼間時間帯に電車を利用するとポイントを付与。			
	ポイント付与	家庭	エネット NTTファシリティーズ	電力不足が予想される時間帯に節電すると、ポイントを還元。			
経済的インセンティブ	クーポン配信	家庭	東急パワーサプライ	系列のクールシェアスポットで利用可能なクーポンを配信。			
		家庭	北陸電力	需給逼迫時に、協力店で利用可能なクーポンをメールで配布。			
			エネット NTTファシリティーズ	電力不足が予想される時間帯に提携施設で利用可能なクーポンを配信。			
	提案	業務	リコージャパン	電力小売の契約者に対し、LED照明やエアコン等の省エネ機器の導入を提案。			
省エネ機器 の普及	販売 家庭		東京ガス	ガス器具販売店「東京ガス ライフバル」において、冷蔵庫・洗濯機等の大型省エネ家電			
	リース	宏症	関西電力	エコキュート、IHクッキングヒーター、ルームエアコンをリース。			
		家庭	中国電力	エコキュート、IHクッキングヒーターをリース。			
		業務	関西電力	空調・給湯・厨房・受電設備等をリース。			

(資料) エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 取りまとめ 平成30年3月30日公表 より引用

ご清聴ありがとうございました

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 課長補佐 吉川 泰弘

TEL: 03-3501-9726

Mail: yoshikawa-yasuhiro@meti.go.jp